

れんごう

県央地協

2017. 3. 14
 2017年度 第3号 通算 216号
 連合県央地域協議会(連合県央地協)
 〒955-0044 三条市南四日町 1-15-8
 三条市勤労青少年ホーム(ソレイユ)内
 TEL 0256-32-6363 FAX 0256-32-6490
 e-mail: rengousk@fancy.ocn.ne.jp
 URL: http://rengo-kenoh.net/

～ 2017 春季生活闘争 単組代表者会議 ～

賃金、時短、非正規労働者の処遇改善など 情報共有・意見交換

春季生活闘争の情報・意見交換を中心に例年行われている単組代表者会議(地域共闘センター)が2月27日、燕三条地場産センター リサーチコアで開催され、10産別31単組より43名の出席がありました。

会議ではまず、主催者を代表して宮口地協議長が「年度末にむかう業務多忙の中ではあるが、一年間の働き方を決める重要な春季交渉なので、各単組では是非ご奮闘いただきたい」とあいさつし、連合新潟より出席の春季生活闘争関係等の労働担当を務める諸橋副事務局長からは、あいさつ後、連合の各種資料はもとより経営労働政策特別委員会(経労委)報告も用いながら、今闘争方針の概要・ポイントや、経営側の基本姿勢などについても報告・提起をいただき、県央地協からも地協の春季生活闘争の取り組みについて説明。

続いて、各産別の代表、各単組の出席者から各々の要求内容等の取り組み状況報告があり、メインの情報・意見交換では、事務局から「要求書を既に出された単組は？」といった賃金要求についての質問から始まり、事前に各単組から報告のあった取り組み状況(要求内容)一覧を使用しながら、諸橋副事務局長からも質問を投げかけ、賃金面を中心に



社会問題化した長時間労働に関わる時短の関係や非正規労働者の処遇改善等について情報共有を行いました。その後、県央地協から重要課題としての組織拡大について、メーカーなどの地協の当面の取り組みについての提案と多数の参加をお願いし、最後に宮口議長の音頭による「団結がんばろう」を声高らかに言い、閉会しました。

春季生活闘争関連 取り組み報告

相談ダイヤル担当者研修会

連合が全国の地方連合会と地域協議会で、2月9日～11日の3日間、集中的に開設する「労働相談ダイヤル」の対応にあたり、毎年行われている連合新潟の事前研修会へ1月28日、県央地協から4名が参加しました。午前には相談を受けるにあたっての講義、午後は実際の相談事例をもとにしたグループワークが行われ、本番にむけた態勢を整えました。



グループワークの発表をする西川事務局次長

街宣・街頭行動

県内の連合地協を街宣車でつなぎ、相談ダイヤルの開設や春季生活闘争の取り組み等を市民に周知する連合新潟の取り組みとしての街宣行動を県央地協では、1月31日～2月2日の3日間、「クラシノソコアゲ応援団！RENGOキャンペーン」として実施し、地協エリア内の5市町村を主にCD街宣で回り、アピールしました。



2日目の2月1日に行ったイオン県央店の交差点での街頭行動には、県央地協担当の連合新潟 羽賀副会長・齋藤副会長からも参加いただき、宮口議長とともに相談ダイヤルの周知のほか春季生活闘争の関係では、新潟県最低賃金、長時間労働や過労死の問題などについて、終盤、横なぐりの雨が降る中、訴えました。



相談ダイヤル開設



電話対応をする中鉢副議長

全国一斉の「労働相談ダイヤル」が、2月9～11日の3日間の日程で開設され、県央地協事務所でも地協四役を中心に対応しました。

3日間で嫌がらせ・パワハラ相談が3件、職場の人間関係が2件などトータルで8件(連合新潟の全県では27件)の相談がありましたが、地域の未組織労働者の一助になったのではないかと感じています。

なお、相談のフリーダイヤル **0120-154-052** (いこうよ れんごうに) は、固定電話からであれば通年、県央地協へ繋がりますので、知人・友人への周知をよろしくお願ひします。

◆2017 春季生活闘争 連合新潟 中小・地場総決起集会

4月1日(土) 14:00～ 燕三条地場産センター リサーチコア7階(終了後、デモ行進)
 ※今年度は県央地域での開催ですので、各単組より多数の参加をお願いいたします

◆青年女性委員会 学習会&交流会(労働金庫三条支店・燕支店・加茂支店 共催)

4月21日(金) 18:30～ 燕三条地場産センター リサーチコア7階
 学習会テーマ:「ライフイベントにまつわるお金のお話し」～人生を充実させるためにおさえておくべきポイント～ 講師:労働金庫燕支店 職員

県央地区労福協がライブプランセミナー開催 認知症予防について学ぼう

一般市民からも多くの参加

県央地区労働者福祉協議会（構成団体：連合・ろうきん・総合生協・退職者連合）が主催する2016年度ライブプランセミナーが3月1日、三条市勤労青少年ホーム（ソレイユ三条）で開催され、地元マスコミにも取り上げられたこともあり、会場満席の85名（一般参加者16名含む）の参加がありました。

今年度は、日本音楽レ・クリエーション指導協会の堀口直子理事長を講師に「認知症の基礎知識と認知症予防のヒント」と題して、高齢化



講師の堀口直子さん

第88回メーデー

県央3地区は例年どおり、**5月1日（月）開催!**

三条地区メーデー会場は、**総合福祉センター**となります。**多数のご参加を!**



社会を迎え、

“いかに健康寿命を伸ばすか” “だれでもできる認知症予防とは” について、参加型で楽しく有意義に学びました。

県央地区労福協では今後も生活相談事業である「ライフサポート事業」だけでなく、労働者福祉、地域福祉の活動を予定しています。

働くみんなのワークルール

こんな相談が連合の労働相談に寄せられています。

Q&A
vol.12

有期労働契約

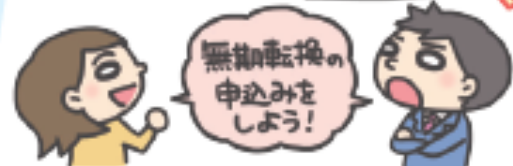
【有期労働契約とは】 契約期間が定められている労働契約のこと。原則として1回の契約期間の上限は3年（専門職などは5年）とされています。

Q 「無期転換ルール」ってどんな制度なの?

A 同一の使用者の下で有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えた場合、労働者の申込みによって、無期労働契約（期間の定めのない労働契約）に転換される制度です。

「無期転換中産権（無期労働契約への転換を申し込む権利）」は、①2013年4月1日以降に開始した有期労働契約の通算期間が5年を超え、②契約の更新回数が1回以上あり、③現時点で同一の使用者との間で契約している場合に発生します。

なお、無期転換後の労働条件は、別段の定めがない限り、有期労働契約時の内容と同一となります。



しるちゃん&ユニオンの おしごとQ&A

知ってるかな? 働くルール

おうちの人や学校の先生、お店の人、働いている人がたくさんいるね。 “お仕事する” のも法律でルールが決まっているよ。

Q1 小学6年生の子どものタレントが夜9時からの生放送に出演してもいい?

答えは X 夜8時から朝5時まではダメ!

中学校を卒業するまでのタレントは、原則として夜8時から朝5時までの間は働かせちゃいけないんだ。中学校を卒業しても18歳の誕生日前までは、夜10時から朝5時までは、ダメだよ。

Q2 仕事中にケガをしてお休みをした。社長さんに「働けないならクビにする!」と言われたけど、しかたがない?

答えは X 仕事中のケガでお休みしても、クビにはできないよ

仕事が原因で病気やケガをした場合、病院でかかったお金や休んだ間のお給料なども支払われるんだ。正社員でもアルバイトでもパートでも、雇われているすべての人が同じだよ。

Q3 一日に働く時間の長さは法律で決められている?

答えは O 一日に働く時間は8時間までだよ

法律で一週間40時間、一日8時間と決められているんだ。それ以上働くと「残業」になって、これにもルールがあるよ。みんなのお父さんやお母さんは、遅くまで働いていないかな?

Q4 たくさん残業をしているのに、残業代をくれなかったりお休みもくれなかったりする会社をあらわす言葉は、つぎのどれ?

A ゴールド企業
B プラチナ企業
C ブラック企業

答えは C ブラック企業

残業代もお休みもくれず、働けるだけ働かせて、社員を使い捨てたみたいにする会社をいわゆる「ブラック企業」というよ。でも、労働組合があれば、働く人を守れるよ!

Q5 赤ちゃんができた女の人に対して、今までどおり仕事ができなくなるので、嫌がらせをしたり辞めさせようとするのを何と言う?

A セクハラ **B** マタハラ **C** ハラハラ

答えは B マタハラ (マタニティ・ハラメントの略)

子どもを産んでも女の人が働き続けられるよう、ちゃんと法律があるんだ。でも、実際には「赤ちゃんができたらやめるもの」と思っている人が少なくない。子育てしながら働く人をみんなで応援して協力すればいいよね!

「しるちゃん」テークノート

働く人を守るルールは他にもたくさんあるんだけれど、労働組合には、ルールが守られているか、チェックする役目があるのね。